

## 近江八幡市民の皆さまへ

## 新型コロナウイルス感染症に関する支援一覧

制度の詳しい内容は、各窓口へお問い合わせいただくか、市ホームページ「新型コロナウイルス感染症関連のお知らせ」ページをご覧ください。

令和2年5月18日現在

保存版

市 …市の独自施策

給付金など	すべての皆さまに	特別定額給付金	令和2年4月27日時点で、市の住民基本台帳に記録されている人に、1人につき10万円を給付します。対象者が属する世帯の世帯主にまとめて給付します。	市特別定額給付金推進室 (総務課内) <b>0570-038-999</b> 総務省コールセンター <b>0120-260-020</b>
	業務や通勤などで発症	労災保険の休業補償	業務または通勤により新型コロナウイルスを発症したものであると認められる場合には、労災保険給付の対象となります。平均賃金の80%を補償します。	東近江労働基準監督署 <b>41-3367</b>
	感染またはその疑いで無給や減給	国民健康保険などの傷病手当の支給	国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入している人で、新型コロナウイルスに感染したり感染が疑われたりして無給や減給になった場合に、傷病手当を受け取れる場合があります。	市保険年金課 <b>36-5501</b>
	大学などの学費などの支援	授業料などの減免・給付型奨学金の支給	家計が急変し、収入が住民税非課税世帯相当まで減少する場合、または、生計維持者が解雇などをされた場合で、学費などの支援が必要であれば、授業料などの減免・給付型奨学金の支給の対象となる場合があります。	各大学などの窓口 日本学生支援機構 <b>0570-666-301</b>
貸付	休業・失業などで生活資金に不安	緊急小口資金 (主に休業者向け)	据置期間/貸付日から1年以内 返済期間/据置期間経過後2年以内 貸付額/20万円以内	市社会福祉協議会 <b>32-1781</b> 個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター (※県貸付金・奨学金の償還などの猶予の相談も受け付けます)
		総合支援資金 (主に失業者向け)	据置期間/貸付日から1年以内 返済期間/据置期間経過後10年以内 【貸付額】 単身世帯/月15万円以内 複数世帯/月20万円以内	<b>0120-46-1999</b>
	大学などの学費などの貸付	授業料などの貸与型奨学金の貸付	家計が急変し、学費などの支援が必要となった場合に、貸与型奨学金の貸付の対象となる場合があります。	日本学生支援機構 <b>0570-666-301</b>
住まい	収入減で住居を失った または そのおそれがある	住居確保給付金の支給	離職などにより住居を失った、または、失うおそれのある人に、就職に向けた活動することなどを条件に原則3カ月間、家賃相当額(上限あり)を支給します。 要件/離職・廃業から2年以内であること。やむを得ない休業などにより収入を得る機会が減少し、離職などと同程度の状況にあること。など	市福祉暮らし仕事相談室 <b>36-5583</b>
	住むところがない	市 公営住宅での一時的な受け入れ	解雇などにより、住居の退去を余儀なくされた人を対象に、市・県営住宅の空き住戸を一時的に提供します。	【市営住宅】 市住宅課 <b>36-5511</b> 【県営住宅】 県住宅課 <b>077-528-4234</b>
その他	国民健康保険被保険者 資格者証の取り扱い		新型コロナウイルスの感染が疑われる人が、帰国者・接触者外来を受診した際に、資格者証を提示した場合、通常の被保険者証と同様の窓口負担割合(3割または2割)で受診できます。	市保険年金課 <b>36-5751</b>

猶予・減免	納税が今は厳しい	税の納付猶予	市・県・国税の支払いが困難なとき、猶予が認められる場合があります。	【市税】 市収納・債権対策課 <b>36-5504</b> 【県税】 県中部県税事務所 <b>22-7707</b> 【国税】 大阪国税局猶予相談センター <b>0120-527-363</b> 近江八幡税務署 <b>33-3141</b>
	保険料が払えない	介護保険料の減免	介護保険料の支払いが困難なとき、減免が認められる場合があります。	市介護保険課 <b>33-3511</b>
		国民健康保険料などの減免	国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の支払いが困難なとき、減免が認められる場合があります。	市保険年金課 <b>36-5751</b>
		国民年金保険料の免除や納付の猶予	国民年金保険料の納付が困難なとき、免除や納付の猶予が認められる場合があります。	市保険年金課 <b>36-5502</b>
	上下水道料金が払えない	市 上下水道料金の支払い猶予	水道料金を一時的に納付できない人に対し、納期の延長や分割納付の相談を受け付けます。 対象/5・6月検針分(6・7月請求分) 延長期間/3カ月間	市水道事業所お客様センター <b>33-1661</b>
ひとり親家庭で生活が厳しい	生活資金償還金の支払い猶予	母子父子寡婦福祉資金の償還が困難なとき、猶予が認められる場合があります。	市子ども支援課 <b>36-5562</b> 県子ども青少年局 <b>077-528-3554</b>	
子育て	子育て世帯へのさまざまな支援	子育て世帯への臨時特別給付金	児童手当(本則給付)を受給する世帯に対し、対象児童一人当たり1万円を支給します。申し込みは原則不要です。	
		市 子ども在宅応援金の支給	令和2年3月31日時点で、市の住民基本台帳に記録されている0歳から18歳までの全ての子どもを対象に、子どもたちが家庭で長時間過ごすことによる各家庭の経済的負担を軽減するため、子ども一人当たり1万円を支給します。	市子ども支援課 <b>36-5562</b>
		市 児童扶養手当受給者への生活応援金	児童扶養手当を受給する世帯に対し、対象児童一人当たり1万円を支給します。申し込みは原則不要です。	
		市 低所得者世帯への家庭学習支援	低所得世帯の家庭学習を支援するため、現に就学援助を受けている小中学生の準要保護世帯に対し、一人1万円を学用品費に上乗せして支給します。 ※生活福祉資金貸付制度による特例貸付を受けた人も対象となります。	市学校教育課 <b>36-5538</b>
雇用	仕事がなくなった	市 専門技術職などの緊急募集	市への「Uターン・Iターン枠」や「社会人経験者枠」、「就職氷河期を含む世代対象枠」として専門技術職を10月1日付で採用します。 ※詳しくは9ページをご覧ください。	市総務課 <b>36-5554</b>
		市 介護福祉施設 障害福祉施設 緊急雇用補助金	離職・失業した市内在住の人が、新たに介護施設や障害福祉施設に継続して3カ月以上就労した場合に、5万円を交付します。	市介護保険課 <b>33-3511</b> 市障がい福祉課 <b>31-3711</b>

給付金・補助金・支援金など	県からの要請で休業した	市	感染拡大防止臨時支援金	県からの要請に応じ、原則4月25日から5月6日までの全ての期間で休業などをした中小企業者などに対して支援金を支給します。 中小企業等／20万円、個人事業主／10万円 また、市独自でそれぞれ5万円を上乗せして支給します。申請期限／6月26日まで	県緊急事態措置コールセンター <b>077-528-1344</b> 市商工労政課 <b>36-5517</b>
	新たな事業を始めたい		滋賀県小規模事業者新事業スタートアップ支援補助金	県内に本店がある小規模事業者が、新商品・サービスの試作や販路開拓をするために必要な経費の一部を支援します。 補助率／4分の3、補助額／上限50万円 申請期限／6月18日まで	県中小企業支援課 <b>077-528-3733</b>
		市	新事業展開支援補助金	事業の継続が難しい事業者が、保有する人材や物資を活用して、新たな事業を始めるための準備に必要な費用を補助します。 補助額／対象事業費の3分の2、上限50万円 ※「人、モノが集まる情報交差点サイト」で2以上の事業者が連携して実施する場合は4分の3	市商工労政課 <b>36-5517</b>
	事業者同士のマッチングを支援	市	「人、モノが集まる情報交差点サイト」	余っている物資や人手などの「提供したい」情報と、新たな事業に取り組むために足りない技術や人手、物資などの「欲しい」情報を市ホームページに集約し、提供します。	
	売上が前年比半減した		持続化給付金	売上が前年同月比50%以上減少した事業者に給付金を支給します。 法人／上限200万円 個人事業主／上限100万円	持続化給付金事業コールセンター <b>0120-115-570</b>
	テレワークを導入したい		I T 導入補助金	テレワーク環境を整備するためI T ツールを導入する場合に支援を受けられます。 1企業当たり／30万～450万円	サービスデザイン推進協議会 <b>0570-666-424</b>
	雇用を維持したい		雇用調整助成金	一時休業などにより労働者の雇用維持を図った場合、休業手当等の一部助成が受けられます。	
	子の世話で従業員が休業した		小学校休業等対応助成金	臨時休校をした小学校などに通う子どもの世話が必要となった従業員へ特別休暇を取得させた事業主に対して、助成金を支給します。 1日当たり上限額／8,330円	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター <b>0120-60-3999</b>
	子の世話で自分が休業した		小学校休業等対応支援金	臨時休校をした小学校などに通う子どもの世話で休業した一定の条件を満たす個人事業主またはフリーランスに対し、助成金を支給します。 1日当たり／4,100円(定額)	
	畜産農家の経営支援	市	がんばれ「近江牛」緊急支援事業	既存の牛マルキン制度で補填されない生産費の4分の1を、市独自に上乗せして支援します。	市農業振興課 <b>36-5514</b>
市		つながろう「近江牛」支援事業	畜産農家の事業継続・経営安定を図るため、肥育素牛の導入などに要する経費に対し、市独自の支援を行います。 支援金額／1頭当たり10万円(上限50万円)		
猶予	税の申告ができない		県税の申告期間の延長	新型コロナウイルスへのり患などの理由がある場合は、回復されたのち最大2カ月間、申請により県税の申告期限を延長することができます。	県中部県税事務所 <b>22-7707</b>
	社会保険料などが払えない		厚生年金保険料の納付猶予	厚生年金保険料などの納付の猶予が受けられます。	日本年金機構草津年金事務所 <b>077-567-2271</b>

融資・貸付	資金繰りのための融資を受けたい	日本政策金融公庫の融資	【無利子融資】 当初3年間が実質無利子の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」があります。 ※経営が困難になった農林水産漁業者向けの融資「農林漁業セーフティネット資金」もあります。	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル <b>0120-154-505</b>
		商工中金の危機対応融資	【無利子融資】 当初3年間が実質無利子の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」があります。	商工中金 <b>0120-542-711</b>
		危機関連保証	売上高が前年同月比で15%以上減少している中小企業者が対象です。 保証率／借入債務の100% 保証枠／一般保証・セーフティネット保証と別枠で2億8千万円 ※制度の利用には市が発行する認定書が必要です。	【認定書発行に関すること】 市商工労政課 <b>36-5517</b> ※融資は民間金融機関が行います。
		セーフティネット保証5号(指定業種のみ)	売上高が前年同月比で5%以上減少している中小企業者が対象です。 保証率／借入債務の80% 保証枠／一般保証と別枠で2億8千万円 ※制度の利用には市が発行する認定書が必要です。	
		滋賀県水産振興資金 利子補給等補助金	売上減少などの影響を受けている県水産振興資金既借入者の償還条件を緩和し、発生する利息と保証料を補助します。	県水産課 <b>077-528-3873</b>

## 感染予防対策を実施します

市	マスクの配布	感染拡大傾向が著しく見られ、マスクの入手が全市的に困難な場合、感染リスクの高い施設などへ配布します。	市各関係課 <b>33-3111</b> (代表)
市	就学前教育施設内の空間除菌	幼稚園・保育所などの就学前教育施設内の空間除菌を行います。	市幼児課 <b>36-5507</b>
市	図書館への書籍消毒機の導入	紫外線や送風で本を殺菌・清掃できる「書籍消毒機」を導入します(近江八幡・安土両館)。	市立図書館 <b>32-4090</b>

## さまざまな相談窓口

新型コロナウイルス感染症に関すること	市相談窓口／県相談窓口 <b>0570-038-999/077-528-3637</b>	市相談窓口 平日 8:30-17:00 県相談窓口 毎日 8:30-17:15	小中学校に関すること	市学校教育課 <b>36-5530</b>
受診に関すること	帰国者・接触者相談センター <b>077-528-3621</b>	毎日 24 時間	学校給食に関すること	市学校給食センター <b>37-5110</b>
人権相談に関すること	市人権・市民生活課 <b>36-5881</b>		放課後児童クラブに関すること	市子ども支援課 <b>36-5524</b>
便乗詐欺・悪質商法に関すること	市消費生活センター <b>36-5566</b>		幼稚園・保育所(園)・認定こども園に関すること	市幼児課 <b>36-5507</b>
生活困窮支援に関すること	市福祉暮らし仕事相談室 <b>36-5583</b>		ひとり親家庭福祉に関すること	市子ども支援課 <b>36-5562</b>
子どもの虐待・DVなどに関すること	市子ども家庭相談室 <b>31-4001</b>		子どもの発達や障がいの不安、心配ごとに関すること	市発達支援課(相談部門) <b>31-3734</b>
	児童相談所虐待対応ダイヤル 彦根子ども家庭相談センター <b>189</b>	毎日 24 時間	障がい者施策に関すること	市障がい福祉課 <b>31-3711</b>

※市の各相談窓口は記載がない限り、原則平日の8:30-17:15に受け付けます。

## Counseling service for foreigners

在住外国人に関すること (がいこくじんむけそうだん) Counseling service for foreigners	市国際協会(こくさいきょうかい) Omihachiman City International Association <b>0748-26-7092</b> (Weekday Only)	COVID-19 Counseling service for foreigners	JNTO Japan Visitor Hotline 365Days24Hrs. Supported languages English, Chinese, Korean <b>050-3816-2787</b>
--	--	--	--